

政府税制調査会 10 月 22 日開催

意見書

佐藤主光 一橋大学経済学研究科

○当面の課題について

・私的年金の「拠出」は①DB 型企業年金（事業主拠出）、②DC 型企業年金、③個人型 DC に分けられています。現在、(1) DB 型企業年金と DC 型企業年金の拠出額を統合した上で (2) 個人型 DC の上限を月額 2 万円にする案が検討されているとのことです。**事業主の拠出額と個人型 DC を合わせて上限を月額 5 万 5 千円とする**（事業主拠出がなければ、個人型 DC の上限を 2 万円から 5 万 5 千円に引上げ）ことで、英国・カナダの「共通型」に近づける見直しがあつて然るべきではないでしょうか？働き方に中立的な拠出枠の設定ができるようになるかと思えます。

・拠出と運用を非課税にするなら、「給付」段階においては T=課税を徹底するべきです。「所得計算上の控除」である**給与所得控除と公的年金等控除を統合**（概算控除を一本化）した上で金額を縮減させ、同額を基礎控除等人的控除に移すことで、（フリーランス等）働き方に対して所得課税を公平・中立にするとともに再分配機能（課税の累進性）を確保するようにするべきです。

・企業年金を「一時金」で受給する者が相当数、存在する背景には退職所得が所得税上、優遇されている（高い所得控除と 2 分の 1 課税）ことが挙げられています。年金の受給形態に限らず、短期間の勤務年数であっても「退職金に係る所得が 2 分の 1」しか課税されていない現状は所得の受け取り方（給与か退職金か）を歪めている、租税回避を助長しているように思います。**退職金を含む一時的所得への課税の在り方は抜本的に見直されて然るべき**かと存じます。

・現在の勤労世代の老後生活に向けた資産形成を税制上支援する一方、（多くが高齢者に偏った）**現行の金融資産への課税は強化**するべきです。具体的には金融所得への税率を 20% から引き上げることが望ましいかと。ただし、金融課税の一体化の観点から損益通算の枠を預貯金の利子に拡げます。無論、預貯金の捕捉が必要になるので金融口座へのマイナンバーの付番が必須です。

補足的コメント

・デジタル課税については「第 1 の柱」、「第 2 の柱」とも執行の実効性についてもっと目

配りがあって良いかと存じます。(研究者の私が言うのも何ですが、課税対象となるビジネスラインの特定化、利益の算定を含めて実務に耐えられるか疑問です。)

#### ○中長期的な課題について

・今回のコロナ禍は自営業・フリーランスなど平時は納税を含めて社会の「支え手」となっている働き手を直撃しました。所得が不安定な働き手は今後増えることが見込まれます。彼等のような平時の社会の支え手を非常時に支えるには所得が高いときは課税する一方、所得が減少したときには給付を行う「**負の所得税**」でもって**可処分所得を「平準化」**させることが求められます。所得税には再分配機能の他、**保険機能**があることは強調に値するかと。

・上に関連しますが、退職金・株式譲渡益など一時的に高い所得を得る者への課税の在り方は抜本的に改める時期が来ているのかもしれませんが。退職金課税の優遇措置を廃止、株式譲渡益課税等を強化する一方、一時的な所得を後年に渡って平準化する措置、株式譲渡益については例えば、将来時点で損失が生じたとき、今期の課税の一部を「繰り戻し還付」する措置があっても良いかと。

・コロナ禍等の非常時で所得が急減した家計を迅速に支援するにはリアルタイムで所得を捕捉する必要があります。現在、自治体が保有する所得情報は前年所得です。(国の段階での)「課税」と(自治体等が担う)「給付」において**所得情報をリアルタイムで共有する仕組みの構築**が必須のように思います。納税環境の整備は給付環境の整備と一体とするべきです。無論。マイナンバー・マイナポータルの拡充が前提ですが。